

令和5（2023）年度 事業計画

当財団は、平成5（1993）年の設立以来、高齢社会を支える住まいづくり・まちづくりの推進のため、調査研究、人材育成、情報提供、債務保証、シニア住宅の管理運営等に幅広く取り組んできた。

我が国における高齢者居住問題の一層の広がり、住宅確保要配慮者に対する新たな住宅セーフティネット制度の普及・拡大、改正民法の施行等を背景に、当財団が果たすべき役割はますます大きくなっている。

加えて、ポストコロナ社会、大規模自然災害が例年発生する中で、住宅セーフティネットを必要とする方々の暮らしを守るためにも、財団の責務は大きいものがある。

このため、関係諸機関と連携しつつ、住宅・福祉分野におけるより広範な調査研究業務の推進、住宅・福祉施策の連携に資する人材の育成、債務保証事業の普及・拡大、シニア住宅の管理運営業務の充実等に努めるものとする。

また、令和5（2023）年3月31日に財団設立から30年を迎えるに当たり、設立の趣旨及び意義を再認識するための30周年記念事業を実施する。

1 調査研究事業等

高齢者等の住宅確保要配慮者のための住宅の整備、関連サービスの供給等に関し、国や関連機関からの補助、調査受託等により、施策立案、事業推進等に資する調査研究業務を実施する。

この中で、昨年度に引き続き、（一社）高齢者住宅協会と連携し、高齢者の豊かな住生活を実現する観点から、その持家資産を住宅市場を通じて循環活用する方策を検討し、高齢者の住み替え支援、空き家の発生の抑制等を図る。

また、居住者の高齢化が進む郊外住宅団地について、高齢者を始めとした多世代が健康で安心して住み続けられるよう、団地再生に取り組む民間事業者による団地のあり方、必要な支援策等の検討に協力する。

2 人材育成事業

高齢者向け住宅等の整備や生活支援を担う人材を育成するため、以下の研修会を実施する。

(1) 高齢者住宅相談員等研修会

高齢者住宅の生活援助員、サービス付き高齢者向け住宅の生活相談員等を対象とした研修会を実施する。

(2) UR 都市機構職員等研修会

UR 都市機構が管理する団地における高齢者への円滑な対応に資するため、UR 都市機構職員、団地管理担当スタッフ等を対象とした研修会を実施する。

3 情報提供事業

高齢者向け住宅、生活関連サービス等に関する情報を広く提供するため、以下の業務を実施する。

(1) 機関誌「財団ニュース」の発行

機関誌「財団ニュース」を発行し多様な情報提供を行う。

(2) 財団ホームページ等による情報提供

財団のホームページ及びメールマガジンを活用し、高齢者の住まいづくりに関連する情報の迅速な提供に努める。

(3) 図書の発行

「高齢者住宅必携」、「生活援助員等ハンドブック」等の図書の改訂、販売を行う。

4 債務等保証事業

高齢者等の住宅確保要配慮者の住生活の安定と向上を支援するため、以下の事業の実施を通じて関係団体との連携を深め制度の普及を図る。

(1) 家賃債務保証事業

改正住宅セーフティネット法（平成 29（2017）年 10 月施行）に基づく登録事業者として家賃債務保証業務を行う。

とくに、各地域の居住支援法人との連携を推進するとともに、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅等への制度の普及を図る。

(2) 高齢者向け返済特例に係る債務保証事業

高齢者が自ら居住する住宅について、バリアフリー工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修を含むリフォーム工事、マンション建替え事業等による住宅の購入、長期優良住宅の維持保全工事を行う際に、住宅金融支援機構等が死亡時一括償還の方法により貸し付ける資金に係る債務保証事業を行う。

また、マンション共用部分のリフォーム融資の活用促進に向け、関係団体と協力して、課

題の把握や普及方策等の検討を行う。

(3) 住み替え支援事業

高齢者の住み替え支援事業の財団登録事業者（（一社）移住・住みかえ支援機構）が行う高齢者等の所有する住宅の借上げ賃料に係る保証を行う。

5 シニア住宅等の管理運営事業

UR 都市機構の賃貸住宅 3 団地及び河田町ガーデンの計 4 団地において、高齢者向け住宅及び生活支援施設の管理運営業務、基礎サービスの提供業務等を実施する。

(1) シニア住宅の管理運営

ボナーージュ横浜（170 戸）及びボナーージュ稲毛海岸（60 戸）における住宅及び生活支援施設の管理運営業務を実施するとともに、入居者に対する基礎サービスの提供業務を実施する。

特に、入居者募集に積極的に取り組むことにより入居率の向上に努める。

(2) 賃貸施設の管理運営

河田町ガーデン及びライフタウン国領における賃貸施設の管理運営業務を実施する。

6 財団の運営

(1) 業務の効率化

職員の資質向上を図るため、関係団体と連携して職員向けの研修を実施するとともに、社会のデジタル化の進展に対応した財団業務の効率化を検討する。

(2) 賛助会員への情報提供

機関誌、メールマガジン等により賛助会員への情報提供の充実を図る。

(3) （一社）高齢者住宅協会の事務局業務の支援

高齢者住宅協会に対し、調査業務の実施等について支援を行う。

以上